

➡ 具体的な取り組みは・・・? ⬅

「協働のまちづくり」を推進するため、次の項目について取り組んでいきます。

(1) 町民の参画機会の拡充

- ①各種審議会等への公募枠の設置
- ②「協働のまちづくり協議会（仮称）」の設置

(2) 各種団体の活動支援

- ①自治会等の活動支援
 - ・住民自らがつくる地域づくり計画の支援
 - ・地域で実施する小規模事業への支援
 - ・自治会の連合組織の組織化を支援
 - ・その他の自治会の主体的な協働の取り組みの支援
- ②現在の助成制度の見直しと、新たな助成制度の創設

(3) 人材育成

- ①各種団体等の活動のリーダーシップを取れる人材の育成など

(4) 情報提供・情報の共有

- ①広報・ホームページを活用した情報提供など

(5) 行ぐ体制

- ①協働を推進するため、職員の積極的な参画
- ②全庁的な推進体制の構築
- ③地域担当職員制度の整備
- ④事業を推進するための相談体制の整備
- ⑤公共施設の管理について指定管理者制度への移行

(6) その他

- ①地域通貨制度の導入
- ②町の自治の基本原則等を定める条例化の検討

※【推進期間】

平成17年度～平成21年度（5ヵ年）

【平成18年度の取り組み】

「協働のまちづくり推進指針」に基づいて、住民の皆さんに行政情報を分かりやすく提供しながら、町民のまちづくりへの参画機会の拡充を図ると共に、地域の自主的・主体的な活動を支援して参ります。

- (1) 各種審議会等に公募枠を設けて、まちづくりへの参画機会の拡充を図ります。
- (2) 住民と行政の話し合いの場として、協働のまちづくり推進協議会（仮称）を設置します。
- (3) 地域と行政の橋渡し役として、地域担当職員を配置します。
- (4) 地域が行う集落道・排水路などの維持管理の小規模事業に対して、必要に応じて資材等を提供するなどして、地域活動を支援して参ります。
- (5) やる気まんまんコミュニティ事業、光り輝くまちづくり活動支援事業を引き続き実施して、地域やまちづくり団体等の主体的な活動を支援して参ります。

➡ 地域・自治会ではどのような取り組みをすればいいの・・・? ⬅

町では、既に各自治会が取り組んでいただいていることなども含めて、今後の自治会活動の参考となるよう6項目からなる「地域・自治会の具体的な取り組み」という手引書を作成いたしました。これらを参考にして、より良い地域づくりを目指して、地域みんなで話し合いながら出来ることから無理のない形で活動を進めていきましょう。

1 地域自治活動の推進

- ①地域と行政の協働の推進
地域づくりにおける地域と行政の相互協力
- ②地域自治活動
リーダーの育成、他の自治会との協力、自治会の連合組織の結成
- ③地域に関わる事業
地域づくりプランの策定、事業への参加促進、地元学を活用した地域づくりなど

2 地域福祉力の向上

- 地域で出来ることは地域で、ということが基本となります！
- みんなで話し合って、地域課題を整理しましょう！
 - ・地域担当職員制度の活用
 - ・すぐできること、計画的に取り組むことなどの整理

3 環境を守り育てる活動

- ①新エネルギーと省エネルギーの推進
新エネルギーの導入、省エネルギー行動普及など
- ②ごみの減量とリサイクル活動
ごみの減量化、資源ごみのリサイクル化など
- ③きれいなまちづくり
花いっぱい運動、地域内清掃、不法投棄の地域監視
- ④快適な環境整備
集落内道路や排水路等の維持管理

4 教育・文化の充実

- ①児童福祉と育児支援
地域全体で子どもを守り育てる地域社会づくり
- ②高齢者・障害者福祉
簡単な福祉活動、高齢者の生きがいづくり、ボランティア活動など
- ③保健活動
健康に関する各種講座や検診、生活習慣病予防への取り組みなど

5 防災・地域安全への取り組み

- ①自主防災組織
自主防災意識の啓発、自主防災組織の結成など
- ②防犯・交通安全
防犯、交通ルール等を守るための地域内の呼びかけ、高齢者の交通安全など
- ③通学路や生活路線等の除雪
集落内道路や公共施設等の除雪

- ①生涯学習
各種講座、講演会等への参加や地域内の文化の保存、郷土芸能の伝承活動など
- ②生涯スポーツ
スポーツ愛好グループの自主的な活動など
- ③青少年健全育成
地域内の声かけや地域活動への参加機会の確保など

6 コミュニティビジネスの推進

- ①住民主体の内発型起業の育成
地域に眠っている資源を活用した、小規模ビジネス